

Q 交通事故 遭った時の備えは？

先日、知人が自動車同士の交通事故に遭いました。事故は初めてで、現場での対応など、何をしたら良いかわからず苦労したそうです。同じように事故に遭った場合の対応方法として覚えておくべきことや、準備しておくべきことは何でしょうか。

法律 相談室

自動車同士の交通事故が発生した場合、まずは事故による負傷者の有無を速やかに確認し、負傷者がいる場合にはその救護を優先的に行いましょう。道路交通法上、事故に関係した車の運転者らは加害者、被害者を問わず、けが人を救護すべき義務を負っているため

そのため事故後はできるだけ早く、加入している損保会社に連絡し、事故の報告をする」ことを忘れないでください。
もう一つ注意したいの

は、ドライブレコーダーの搭載を検討してはいかがでしょうか。示談交渉の中で、サービスを行っています。

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。

ドライブレコ 重要な証拠に

です。

また、現場では、事故車両を安全な場所に移動させたりなど路上での危険をなくす措置や、最寄りの警察署員への事故の時間や場所などの報告を順次行わなければなりません。

その後、事故の相手方との間で民事上の賠償責任について交渉を行うことにな

る際、落ち着いて正確に事実を伝えることです。事故直後の動搖などが原因で事実と異なる説明をしてしまうと、それに基づいて作られた事故報告書などが自身に不利な証拠として考慮されてしまうことがあります。

万が一交通事故に遭い、警察への対応や示談交渉で不安を感じることがあれば、お近くの弁護士に相談することをおすすめします。

（回答）石井一輝弁護士

県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

